

# 一般社団法人熊本県食品衛生協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県食品衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止し、食品の質の向上を図り、食品営業関係者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発を行い、公共の利益となる事業の速やかな推進を図り、もって、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及・啓発に関する事業
- (2) 食品営業施設の自主管理及び改善指導に関する事業
- (3) 食品衛生指導員の養成及び教育研修並びに活動に関する事業
- (4) 食品衛生責任者の養成・教育に関する事業
- (5) 食品営業賠償共済及び会員の福利厚生並びに健康管理に関する事業
- (6) 食品衛生に関する相談事業
- (7) 食品衛生に関する表彰事業
- (8) 食品衛生に関する熊本県からの受託事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び社員

(法人の構成員、会員資格の取得)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員

熊本県内で食品営業を営む者で、この法人の事業に賛同して、理事会の定めるところにより入会申し込みをし、その承認を受けた個人・団体又は法人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同するために、理事会の定めるところにより入会申し込みをし、その承認を受けた個人・団体又は法人

(3) 名誉会員

この法人に功労のあった者又は理事会の承認を得た者

(代議員)

第6条 この法人の社員は、概ね正会員200人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。（端数の取り扱いについては、理事会で定める。）

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙は、2年に1度、4月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。

ただし、代議員が、法人法上社員に認められた、次の各種訴えを提起する権利に基づき訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。また、代議員が、この法人に対して、役員等の責任追及の訴えの提起を請求している場合も同様とする。

なお、上記により社員たる地位を失わないこととされた代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

(1) 社員総会決議取消の訴え

(2) 解散の訴え

(3) 役員等の責任追及の訴え

(4) 役員等の解任の訴え

5 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければ

ならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨。
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第4項の代議員選挙終了のときまでとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様に当法人に対して行使することができる。なお、下記の定款等が電磁的記録である場合も、社員と同様に閲覧等の請求ができるものとする。
- (1) 定款の閲覧、謄抄本の交付請求等
  - (2) 社員名簿の閲覧、謄写請求
  - (3) 社員総会議事録の閲覧、謄写請求
  - (4) 議決権の代理行使における代理権証明書面の閲覧、謄写請求
  - (5) 書面による議決権行使における議決権行使書面の閲覧、謄写請求
  - (6) 計算書類及び事業報告並びに附属明細書の閲覧、謄抄本の交付請求
  - (7) 清算法人の貸借対照表及び事務報告並びに附属明細書の閲覧、謄抄本の交付請求
  - (8) 合併に関する書面の閲覧、謄抄本の交付請求
- 10 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になったとき及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の

決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、法人法上の定時社員総会として、定時総会を毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）

(3) 総会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）に記載すべき事項及び議決権行使の期限

4 会長は、総会の日々の2週間前までに、代議員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

5 総会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることとするときには、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書面

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、代議員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合においては、その代議員は総会に出席したものとみなし、当該代議員の議決権の数は第17条の議決権の数に算入する。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない代議員は、第14条第5項第2号に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その代議員は総会に出席したものとみなし、当該代議員の議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代議員2名は前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事が職務を行ったときは、総会において別に定める費用の弁償基準により、その費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

### (招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しなかったときは、出席した理事及び監事が同議事録に記名押印しなければならない。



## 第7章 会 計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議の他、次の事由により解散する。

- (1) 定款で存続期間を定めた場合は同期間の満了
- (2) 定款で解散の事由を定めた場合は同事由の発生
- (3) 社員が欠けることとなった場合
- (4) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合）
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法人法の規定による解散を命ずる裁判

（残余財産の帰属）

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金）

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 事務局

（設置）

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

（公告の方法）

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、本田 一とする。
- 4 この法人の最初の副会長及び専務理事は、次に掲げる者とする。  
副会長 二階堂 輝男、井 信也、岡崎 誠男  
専務理事 竹下 和生
- 5 社団法人熊本県食品衛生協会の定款は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

平成24年5月30日

平成24年度通常総会議案承認可決